

箕面今宮線歩道拡幅工事No.1

特記仕様書

箕面市 みどりまちづくり部 道路整備室

第1条（適用）

本仕様書は、箕面市みどりまちづくり部発注の工事に適用する。

第2条（工事概要）

工事名 箕面今宮線歩道拡幅工事No.1

施工場所 箕面市如意谷1丁目地内

工期 入札日の翌日から令和6年3月11日

第3条（施工基準）

本工事の施工に際しては、設計図書によるほか、大阪府都市整備部「土木工事共通仕様書」、「共通仕様書附則」及び「土木請負工事必携」に準ずるものとし、また、出来形及び品質規格の確保については、同「土木工事施工管理基準」に準ずるものとする。

「土木請負工事必携等（必携／共通仕様書／共通仕様書附則／施工管理基準）【令和5年4月版】」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/dobokuhikkei.html>

第4条（建設工事総合保険、建退共の加入）

請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規程により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

請負者は、建設業退職金共済（建退共）制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）の写しを工事請負契約締結後1ヶ月以内及び工事完成時に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

第5条（建設リサイクル法の遵守）

請負者は、工事請負金額が500万円以上の工事については、建設リサイクル法による分別解体等の実施、再資源化等の実施及びその他必要な手続きを行わなければならない。

第6条（建設副産物）

産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員にその写しを提出すること。あわせて産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、検査時及び監督職員等より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

1. 建設副産物の搬出について

- (1) 請負者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化に係る法律」に規定する対象工事である場合には、建設副産物の適正な処理及び再生資源の利用を図らなければならない。
- (2) 請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
- (3) 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督職員に提出しなければならない。
- (4) アスファルト塊（切削、掘削）、コンクリート塊（無筋）、コンクリート二次製品、建設発生土の処分について
1) アスファルト塊（切削、掘削）、コンクリート塊（無筋）、コンクリート二次製品、建設発

生土は産業廃棄物であり、「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づきその処理責任は元請業者にある。その処理及び運搬業を他人に委託する場合は、処理及び運搬業の許可を有するものに限る。

- 2) アスファルト塊（切削、掘削）、コンクリート塊（無筋）、コンクリート二次製品、建設発生土の処分は指定地処分とする。ただし、請負者の都合により処分地を変更する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
- 3) 運搬距離が指定地より短距離になる場合は実情に合わせて変更する。ただし、長距離になる場合についての設計変更は行わない。なお、処分費についても同様とする。

＜指定地処分先＞

【アスファルト塊（切削、掘削）、コンクリート塊（無筋）】

大阪府茨木市大字泉原650-1 リサイクル協同組合

【建設発生土 砂質土】

大阪府枚方市大峰東町11-3 堀之内建材株式会社

- 4) 処分地先報告書として、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - ①処分地所在地
 - ②廃棄物の種類と数量
 - ③経路図
 - ④処理証明書
 - ⑤監督職員が指示したもの

第7条（使用材料関係）

- ア 生コンの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。
- イ 請負者は、生コンの使用量が一工事あたりのコンクリート総量が50m³、または日打設量が5m³を超える場合は、ISO9000取得業者及びマル適マークを取得した工場から選定すること。
- ウ 人孔蓋、汚水栓、仕切り弁蓋、消火栓等については、箕面市型を使用する。

第8条（工程表）

受注者は、週末に次週の作業工程を記した週間工程表を提出しなければならない。

第9条（地下埋設物）

- (1) 本条文は地下埋設物が想定される場所における掘削を伴う工事に適用する。
- (2) 地下埋設物確認について
 - 1) 工事の施工にあたって事前に予想される地下埋設物は、埋設物管理者と現地立会のうえ、当該埋設物の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。
 - 2) 地下埋設物にかかる立会、確認及び保全対策等にかかる事項については、調書等を作成し、監督員に提出すること。
 - 3) 前条以外の予想されていない地下埋設物についても、掘削を行う工事がある場合には、最寄

の埋設物管理者に出向き、埋設物台帳により埋設物の有無の確認を行なうこと。

- 4) 確認した事項についても、前条と同様、調書等を作成し、監督員に提出すること。

(3) 工事の着手

監督員へ地下埋設物調書等の提出を行ない、監督員による工事の本格的な着手にかかる承諾を得たうえで、着工すること。

(4) 補修

受注者の責により地下埋設物に損害を与えた場合は、すみやかに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、請負人の負担によりこれを補修しなければならない。

(5) 責任の明確化

- 1) 地下埋設物等の管理者不明のものがある場合は、監督員に報告すること。また、その処置については、占用企業者全体に立会を求め、占用者を明確にしなければならない。
- 2) 死管等の処置を請負人が占用者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならぬ。

第10条（交通誘導員）

- (1) 交通誘導員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- (2) 交通誘導員は、交通誘導員B（昼間）延べ人数132人、交通誘導員B（夜間）延べ人数42人を見込んでいる。工事の実工程等による交通誘導員の増減は設計変更の対象としないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果などにより、交通誘導員人数が変わる場合は、契約変更の対象とする。
- (3) 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関し監督職員と協議するものとし契約変更の対象とする。

第11条（安全・訓練等）

(1) 安全・訓練等の実施

本工事の実施に際し、現場に則した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当り半日以上の時間を割当て、次の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- ② 本工事内容の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事で予想される事故対策
- ⑥ その他安全・訓練として必要な事

(2) 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書には本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成すること。

(3) 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真、ビデオ等を工事報告に記録し提出する。

(4) 安全管理計画の施工計画書等への明記

局地的な大雨による増水に備えるため、次の項目について、具体的な内容を定め、施工計画書等に明記し作業員への周知徹底を図ること。

- ① 現場特性の事前把握
- ② 現場特性に応じた中止基準・再開基準
- ③ 迅速に退避するための対応
- ④ 日々の安全管理

(5) 標準的な工事等の中止基準の設定

以下のいずれかの場合には、工事等を中止すること。

- ① 当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合
- ② 当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合

第12条（河川法に準ずる工事）

請負者は、次に掲げる工事に対し、河川管理者から許可を得た後、渇水期に施工を行うものとする。なお、河川法に基づく申請図書を作成すること。

- ①請負者は、河川法第24条に適用する工事にあたっては、河川法施行規則第12に基づき施工を行う事。
- ②請負者は、河川法第26条に適用する工事にあたっては、河川法施行規則第15に基づき施工を行う事。

第13条（その他特記事項）

- (1) 工事の施工に当たっては、予め付近住民、自治会、沿道地権者等に工事概要のPRを行い、理解、協力を求めること。また、苦情等には迅速に対応すること。
- (2) 土曜日、日曜日、祝祭日及び土曜日、日曜日の夜間は原則的に工事を行わないものとする。やむを得ず作業をする場合は、監督職員と協議すること。
- (3) 工事期間中はもとより、工事完成後も常に現場巡視を行い安全確認すること。
- (4) 施工中は交通誘導員を配置し、一般車両や歩行者の安全を確保すること。
- (5) 工事期間中、施工箇所を夜間または雨天時に開放する場合は、カラーコーンやコーンバー・バリケード等で施工範囲の明示をし、一般の方の進入・転落等がないよう措置を図ること。また、工事の使用材料等の飛散防止に努めなければならない。さらに、夜間時は歩行者から施工箇所が判るように視認性の向上に努めなければならない。
- (6) 本工事により近隣住民が駐車場を使用できない場合は、工事請負者の責をもって駐車場を確保しなければならない。
- (7) 施工中に、不審物を発見した場合は速やかに監督職員まで連絡すること。
- (8) 騒音・振動・粉塵・異臭等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
- (9) 変更が生じた場合の変更図面及び竣工図の作成は、受注者が行うこと。
- (10) その他、疑義が生じた場合は監督職員と協議し指示に従うこと。